びほろブランド認証制度

＜概　　要＞

地産地消を目指し、地域の農林畜産物の付加価値化を促進し、美幌町のブランド化や関連産業の振興を図ることを目的とした特産品の開発にて、いくつか商品が生み出されているものの、その認知度は低く、地域経済に貢献しているとは言い難い状況であるため、販路拡大に向けたＰＲやパッケージデザインなどの情報発信に向け、地域内で連携を図り、地域全体のブランドとして認証するための統一標章を作成し、美幌産の優れた商品をブランド化し、他の商品との差別化を図ることを目指し、びほろブランド認証制度を創設。

・認定されると「びほろブランド認証マーク」を表示し、美幌町を代表する商品として販売することができます。

・販路拡大に向け、町ホームページへの掲載など、積極的に情報発信を行います。

また、道内外での展示会でＰＲし、生産者と消費者を結ぶ商談並びに交流の機会を提供します。

・町内外にオフィシャルショップを開設し、「びほろブランド品」の販売を促進します。

・ギフトパンフレットを作成し、認証商品を掲載しＰＲを図ります。

・ふるさと納税の交換商品として掲載します。

＜認定申請者について＞

　美幌町内に住所（事業所にあっては製造場所）を有している生産者・製造者の方々です。

＜認定申請対象商品について＞

　・農林畜産物

原則として町内で栽培、飼育又は採取されたものが対象となります。

・加工食品、調理品等

原材料となる農林畜産物に、一種類以上町内で生産・加工されたものを使用し、商品名や商品企画などに、美幌を表現する要素を持っていること。

かつ、町内で製造されたものとするが、やむを得ず町内で製造加工できない場合は例外として認めるが、将来的に町内で製造が可能となった場合は、速やかに町内で製造するものとする。

調理品等については、料理された食品類で、そのまま、あるいは温めるだけで食べられる冷凍食品、レトルト食品などが対象となり、飲食店メニューについては除かれます。

・工芸品

 町内で生産、加工、製造の いずれかが行われたもの、または主な素材について町内の原材料を使用している もののいずれかに該当していること。 かつ、新規性や技術の独自性等があり、 美幌のＰＲ、経済活性化に寄与する取組 であること。

＜応募期間について＞

認証申請は年１回８月１日～３１日までとする。

＜認証基準について＞

美幌ブランドの認証基準は、

・物語性（商品コンセプト）

・独自性

・信頼性

・市場性

・将来性

上記５つの視点で定めています。

※びほろブランド認証基準

びほろブランドの認証は、基本事項に合致した申請商品について、５つの認証基準、①物語性（商品コンセプト）、②独自性、③信頼性、④市場性、⑤将来性を総合的に勘案して決めるものとする。

１．基本事項

（１）申請者

美幌町内に住所（事業所にあっては製造場所）を有すること。

（２）申請商品

①農林畜産物：原則として町内で栽培、飼育又は採取（以下「生産」という。）されたものとする。

②加工食品・調理品等： 原材料となる農林畜産物に、一種類以上町内で生産・加工されたものを使用し、商品名や商品企画などに、美幌を表現する要素を持っていること。

かつ、町内で製造されたものとするが、やむを得ず町内で製造加工できない場合は例外として認めるが、将来的に町内で製造が可能となった場合は、速やかに町内で製造するものとする。

調理品等については、料理された食品類で、そのまま、あるいは温めるだけで食べられる冷凍食品、レトルト食品などが対象となり、飲食店メニューについては除かれます。

③工芸品： 町内で生産、加工、製造の いずれかが行われたもの、または主な素材について町内の原材料を使用している もののいずれかに該当していること。 かつ、新規性や技術の独自性等があり、 美幌のＰＲ、経済活性化に寄与する取組 であること。

２．認証基準

（１）から（５）まで、各項目でそれぞれ一つ以上該当すること。

（１）物語性（商品コンセプト）【次の全ての事項を満たすものであること】

①美幌町の自然や文化、伝統等の特性を踏まえ、美幌町のイメージ向上に繋がる物語性がある。

②生産、製造等において、環境に配慮した取り組み又は自然条件や自然が持つ機能の持続的活用がなされている 。

（２）独自性

　①他の地域で生産、製造される類似の商品と比較して、品質、食味、機能や価値等の面で優位性があること。

②生産（製造）技術、原材料、利用資材等において、こだわりやポリシーが認められる。

③特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権の取得（出願）、又は、他にはないユニークな取り組みがなされている。

（３）信頼性

①生産・製造過程の情報を正しく公開することができる体制が整っている。

②高い品質と安全性を保証し維持・向上するため、生産、製造過程での技術的裏付けや流通過程での信頼性のあるシステム等が整っている。

③関係法令の成分規格および表示基準を遵守している。

④「商品規格書」等により食品衛生法の準じた商品の安全性、品質保証、製品検査証について明らかにできる。

⑤商品の賞味期限設定の根拠が明確である。

⑥消費者からの苦情や要望等に対応する取組が行われている。

（４）市場性

商品を持続的に提供できる流通・販売体制を整えている、又はその予定がある。ただし、季節限定品等については、その供給時期において、流通・販売体制を整えている、又はその予定があること。

（５）将来性

商品に対する今後の事業展開に明確なビジョンが示されており、申請者の経験や実績、又は今後の事業展開への意欲等から判断して、将来にわたり安定的・継続的な生産・販売が見込まれ、美幌町に対するイメージ向上への貢献が期待できる。

＜審査基準・方法について＞

基本は認証基準に基づく書類審査とする。ケースにより現場の実地調査、申請者からのヒアリング等を行います。

びほろブランド認証要綱

（目的）

第１条 この要綱は、美幌町がもたらす恵みから生み出される、美幌町の農林畜産物並びにその加工品・調理品等（以下「びほろ特産品等」という。）の中で特に優れた商品を、ブランド品として認証し、情報発信することにより、地域産業の振興と地域活性化に資することを目的とする。

（認証）

第２条 この要綱において「認証」とは、事業者等から申請されたびほろ特産品等について、認証基準に適合した商品を、びほろブランド品（以下「認証品」という。）として認めることをいう。

２ 前項の認証は、びほろブランド推進協議会設置要綱に基づき設置された、びほろブランド認証委員会（以下「認証委員会」という。）が行う。

（認証基準等）

第３条 認証基準、審査基準・方法等については、認証委員会が別に定める。

２ 認証委員会は、認証基準を定めたとき、又は改正をしたときは公表するものとする。

（認証手続き）

第４条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に、認証委員会が別に定める申請調書を添付して認証委員会委員長に提出(推進協議会経由)しなければならない。

２ 申請書の提出時期については、別に定める。

（審査）

第５条 認証のための審査は、認証基準に基づく書類審査のほか、必要に応じて申請者からの意見聴取、事業場等の現地調査等により行う。

（決定）

第６条 認証委員会は、認証品として認証したときは、当該申請者に認証書及びマークを交付する。

２ 認証委員会は、前項の認証に際し、必要と認める条件を付すことができる。

３ 認証委員会は、認証基準に適合しないと認めたときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知する。

４ 認証委員会は、審査結果をびほろブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）へ報告する。

５ 推進協議会は、認証品を公表するとともに、認証品の表示、その他必要な事項を管理する。

（認証の有効期限及び再認証）

第７条 前条第１項に規定する認証の有効期限は、認証した日から５年を経過した日の属する年度の３月３１日までとする。

２ 前項に規定する認証の有効期限が満了となる場合において、再認証を受けようとする者は、有効期限の２ヶ月前までに再認証申請書を認証委員会委員長に提出しなければならない。

３ 第６条から第７条までの規定は、前項の再認証について準用する。

（認証内容の変更）

第８条 認証を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認証委員会委員長(推進協議会経由)に変更届出書を提出しなければならない。

（１）氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき、又は住所等を変更したとき。

（２）認証品の商品名を変更したとき。

（３）認証品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。

（４）その他認証申請書記載事項等に変更が生じたとき。

（認証の表示）

第９条 認証を受けた者は、認証品に認証を受けた旨の表示をすることができる。

（報告及び調査）

第１０条 推進協議会は、認証を受けた者に対し、認証品の生産・製造並びに販売状況等について年一回報告を求める。

２ 推進協議会は、必要があると認めるときは、認証品の調査を行うことができる。

３ 推進協議会は認証委員会に対し、前項に規定する調査の実施について、協力を求めることができる。

４ 調査は、認証を受けた者の他、原料供給者、委託製造者及び販売者に対して行うことができる。

５ 推進協議会は調査結果を認証委員会に報告する。

（認証の取り消し）

第１１条 認証委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

（１）認証の取り消しの届け出があったとき。

（２）認証基準に適合しなくなったと認めるとき。

（３）前条第１項及び２項の規定による報告又は調査を正当な理由なく拒否したとき。

（４）認証品の生産、製造若しくは販売を１年以上中止、又は廃止したとき。

（５）その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

２ 前項第１号の認証の取り消しの届け出は、認証取消届出書により行うものとする。

３ 第１項の規定に該当することにより、認証を取り消された者は、原則として取り消しの日から１年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

４ 認証委員会は、この要綱に重大な違反をして認証を受けた者、またはびほろブランドに対する信頼を失墜させる行為を行った者には、直ちに認証商品の取り消しを行うとともに、当該者からの再度の認証申請を受け付けないことができる。

５ 認証委員会は、第１項及び４項の規定に基づき認証を取り消した場合は、当該者へ通知するとともに、運営委員会へ報告する。

６ 推進協議会は、認証の取り消しがあったときは、その対象となる認証品及び認証を受けた者を公表することができる。

（認証を受けた者の責務）

第１２条 認証を受けた者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造及び販売を通じて積極的に美幌町のイメージ向上に努めなければならない。

２ 認証品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに推進協議会会長に報告しなければならない。

（その他）

第１３条 この要綱に基づく申請、届出、報告及び通知等の様式は別に定める。

２ この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成２８年１０月２６日から施行する。